

# 所有者の判明しない猫の引き取りについて

令和2年6月1日の「動物の愛護及び管理に関する法律」改正法施行に伴い、県動物愛護センターでは、所有者の判明しない猫の引き取りについて、その猫により周辺の生活環境が損なわれる事態が生じるおそれがなく、次に記載する4項目に該当する猫については、原則として引き取りを行わないことになりました。

- ①自力で餌を摂取し、生存できる場合 例：離乳後で健康体の猫
- ②親猫が飼育している場合
- ③駆除目的で捕獲された場合 例：捕獲機などにより捕獲された猫
- ④所有者がいると推測される場合  
例：首輪や胴輪を付けた猫、人馴れしている猫、耳カットなどがされている猫

この改正法施行に伴い、町が野良猫や子猫の一時預かりといった保護などを行う場合は、動物愛護センターが引き取りを行うと判断した猫に限られることになります。引き取りができない猫に関しては、そのまま見守っていただくか、次に記載する猫に寄り付かれないような対策を講じていただくよう、お願いします。

## <猫に寄り付かれないような対策>

- ①食べ物になるような物を放置しない  
(食べ物があれば、猫はそこに居続けます)
  - ・飼犬の残りエサを放置しない、屋外で飼猫に餌を与えない。
  - ・残飯を放置しない。
  - ・いたずらされないよう、ごみの出し方に注意する。
- ②ねぐらとなるような場所を与えない  
(猫は安心できる場所をねぐらにします)
  - ・ねぐらになるような物(段ボール箱、布類)を置かない。
  - ・小屋・納屋などに侵入されないようにする。
- ③大きな音を出して驚かす  
(猫は落ち着けない場所からは逃げていきます)
  - ・空き缶に小石などを入れ、猫に当たらないように投げて音を出す。
- ④臭いの強いもの、超音波発生装置などを置く
  - ・塩素系漂白剤、コーヒークラス、かんきつ類の皮、市販の忌避剤など。
  - ※動物愛護センターでは、超音波発生装置の貸し出し(約2週間)も行っていますので、お困りの方はご相談ください。

最後まで猫の面倒をみる意思がなければ、安易な餌付けは行わないようにしましょう。  
また猫を飼う際には

- ①外に出さない(室内飼育および所有者の明示)
- ②捨てない(終生飼養)
- ③増やさない(不妊去勢手術を行う)

以上を徹底し、適正飼養を心掛け、人と動物の調和ある共生を目指しましょう。

☎県動物愛護センター ☎024-953-6400

☎町民生活課 ☎72-6933

